

はじめに

道路緑化の効果は、緑陰や良好な景観の形成、生活環境と自然環境保全、交通安全、防災など多岐に渡ります。さらに、地球温暖化問題が深刻となっている現在では、道路緑化樹木にも二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されております。

国土交通省国土技術政策総合研究所（旧土木研究所）では、全国の道路緑化の現況を把握して道路緑化事業の基礎資料とするために、昭和57年度から5年毎に道路緑化樹木の本数や樹種の実態を調査し、わが国の街路樹の樹種・本数を調査し、その時代的変遷と地方毎の特徴の把握を行ってまいりました。

また京都議定書においてわが国は、第一約束期間(2008～2012年)の温室効果ガス排出量の平均を基準年(1990年)比6%削減することを約束し、それに向けて様々な対策を講じておますが、その中で道路緑化を含む都市緑化については吸収源対策の一つである「植生回復」としてその推進を図り、その吸収量を計上することとしております。この京都議定書上の報告に当たっては、基準年以降に新たに植栽され高木の本数を把握する必要があり、道路緑化に関しましては、このわが国の街路樹の調査結果をベースに報告することとしております。

以下に本調査の概要を示します。

「1. 緑化率の算出」では、平成17年度全国道路情勢調査（国土交通省道路局実施：平成17年4月1日時点の道路の状況）の結果を用いて、道路緑化率を都道府県毎、道路種別毎に算出しました。

「2. 道路緑化樹木現況調査」では、全国の道路管理者に平成18年度末(平成19年3月末)時点の道路緑化樹木現況を調査していただき、「国土交通省、都道府県、市町村、地方道路公社が管理する道路」と「高速道路会社が管理する道路」について、道路緑化樹木の合計本数、樹種別の本数、樹木タイプ（落葉広葉樹・常緑広葉樹など）別の本数を集計し、その現況を概観しました。

「3. 道路緑化樹木の推移」では、これまでに実施した4回の調査（昭和62年度末、平成3年度末、平成8年度末、平成13年度末）と今回の調査(平成18年度末)の結果を用いて、全国の道路緑化樹木の合計本数や樹種別本数を比較し、道路緑化樹木の推移について考察を行いました。

最後になりましたが、本資料を作成するに当たり、資料の提供および調査へのご協力を頂きました国土交通省道路局と各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、全国の都道府県、市町村、地方道路公社、そして東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の方々に厚くお礼申し上げます。

平成21年1月

国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 緑化生態研究室

室長 松江 正彦